

第六次

藤井寺市総合計画

2024～2031

●●なまち ふじいでら

ごあいさつ

第六次藤井寺市総合計画の策定にあたって・・・

(顔写真画像)

令和6年3月

藤井寺市長 (署名)

目次

はじめに	1
1. 総合計画の概要.....	2
1-1.計画策定の趣旨	2
1-2.計画の位置づけと役割	2
1-3.計画の構成と期間	3
2. 計画策定の視点.....	4
3. 藤井寺市を取り巻く背景.....	6
3-1.社会情勢	7
3-2.市の現状.....	9
4. 計画の基本フレーム	14
4-1.将来人口展望.....	14
4-2.都市づくりの基本的方向	15
基本構想	17
1. まちづくりの将来像	18
2. 施策の柱.....	20
3. 計画の前提・土台と進捗管理.....	22
3-1.持続可能な行財政	22
3-2.計画の進捗管理の考え方.....	23
4. 計画の体系	24

はじめに

1. 総合計画の概要

1-1. 計画策定の趣旨

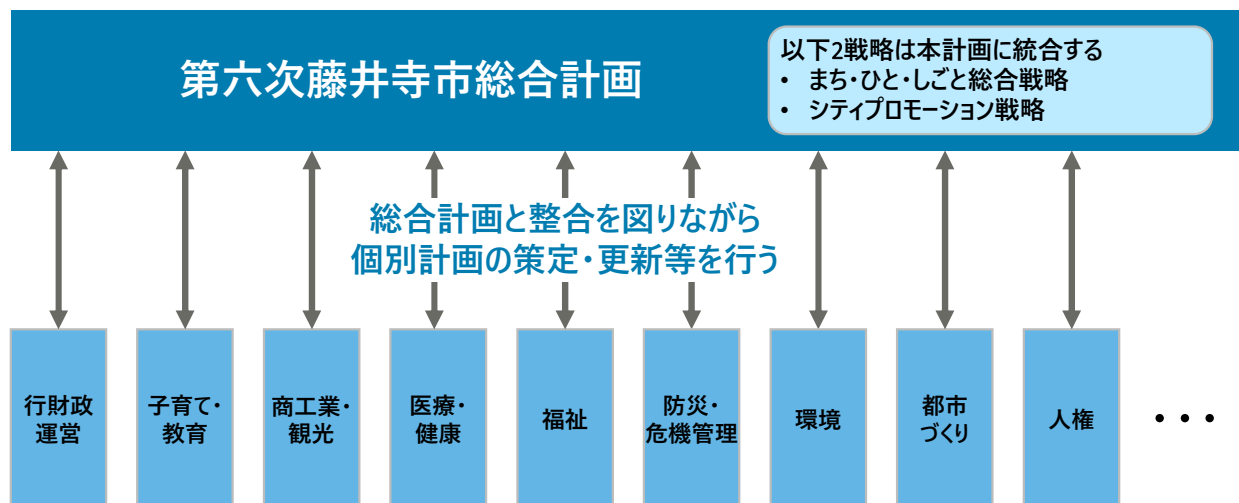
総合計画は本市の最上位計画であり、目指すまちの将来像やまちづくりの基本的な方針について示すものです。

地域主権改革の潮流のなかで、総合計画の策定有無については各自治体の判断に委ねられることとなりましたが、まちづくりは行政だけで実施するものではなく市民や事業者の皆様と一体となって取り組んでいくものであることから、まちづくりの長期的な方向性について共有するために第六次藤井寺市総合計画（以下、「本計画」とする。）を策定します。

1-2. 計画の位置づけと役割

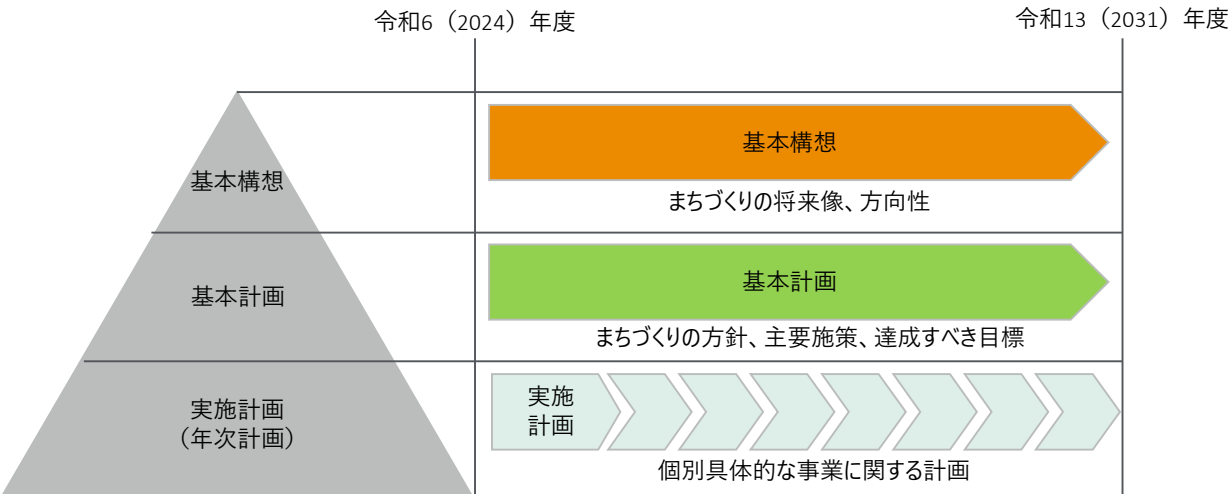
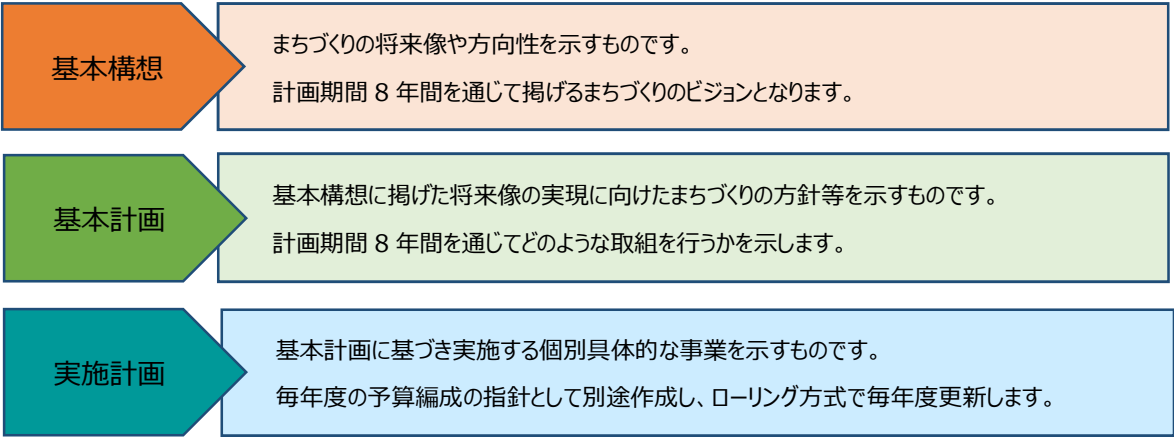
総合計画では子育て・教育、商工業・観光といった各種の施策分野における取組の方向性を示し、各施策分野の個別計画では、総合計画と整合を図りつつ個別具体的な取組内容等を明確にします。

また、「藤井寺市まち・ひと・しごと総合戦略（第3期）」及び「藤井寺市シティプロモーション戦略（第2期）」については、本計画と統合することとします。「藤井寺市まち・ひと・しごと総合戦略（第3期）」については、戦略プロジェクトの内容を基本計画の重点施策または施策に反映します。また、「藤井寺市シティプロモーション戦略（第2期）」については、本計画末尾に掲載します。



1-3.計画の構成と期間

本計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造となっています。また、市長マニフェストとの整合を図り、本計画の計画期間は令和6（2024）年度～令和13（2031）年度の8年間とし、基本構想と基本計画は8年後に見直しを行うことを想定します。



2. 計画策定の視点

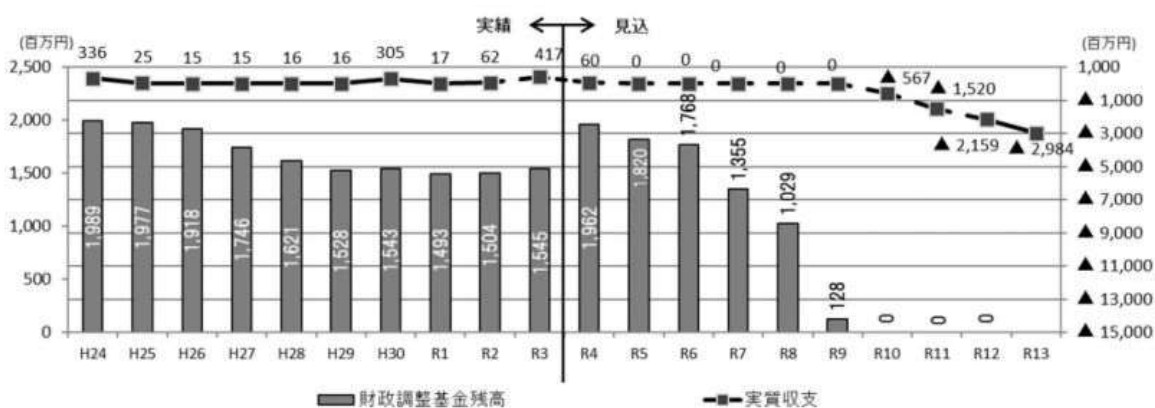
今回、計画の策定にあたり、以下の3つの視点を重視し、法律上の策定義務のない総合計画を、「普段からつかう」計画へとその認識を一層高めていきます。

（1）厳しい財政状況や人口減少などの社会現象を踏まえること

総合計画では今後8年間の市のまちづくりの方針を定めるものであることから、その検討の基礎として社会情勢や市の現状・見通しと課題など市を取り巻く社会現象を正しく認識することが重要となります。

特に、財政状況に関してはまちづくりの各種施策展開を実施するための予算と密接な関係があり、市の行政運営に与える影響が大きいことから、財政運営の持続可能性に留意して検討を行います。

ここで、市の「収支見通し（令和3年度決算ベース）」によると、令和10（2028）年には市の貯金ともいえる財政調整基金残高が枯渇すると見込まれています。これは歳出が歳入を上回り基金を財源に充当せざるを得ない状況が続いた結果起きると見込まれており、基金が枯渇した後は、翌年度の予算を前借り（前年度繰上充用）するといった対応が必要となりますが、このような対応は長続きしないうえ、行政サービスの品質低下による市民生活への影響も懸念されます。



出所：本市「収支見通し（令和3年度決算ベース）」（令和4年11月）

（2）市民と行政、市民同士の連携を積極的に促す計画であること

市が今後も「よいまち」であり続けるためには、市民一人ひとりの権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることが重要です。特に、他者との関わりにおいて、助け合いや共感を通じて、信頼関係が構築されることは、内面的豊かさが満たされるだけでなく、健康にも良い影響を与えます。

本市では、以前より、地区自治会をはじめとする多様な担い手による市民活動が活発であることから、その強みを活かし、市民と行政が互いに理解を深めながら強く連携し、また市民同士もゆるやかな横のつながりが生まれるように、連携を促すことが重要であると考えられます。

(3) PDCA や施策の重点化を通じて、計画そのものの実効性を高めること

計画は策定すること自体よりも、その計画に基づきどのように実行していくかという点こそが重要となります。本計画においても、実行性を担保するために、計画、実行、評価、見直しによる PDCA サイクルに基づく進捗管理を行います。また、市の各種施策を実施するにあたっては、「選択と集中」の考え方に基づき優先的に取組を実施する重点施策を設けるなど、限りある財源や人員等を戦略的かつ効果的に活用することとします。

コラム：持続可能な行財政の実現に向けて

将来にわたり持続可能な行財政運営を行うためには、特に以下の 2 点に留意して取組を進めることが重要であると考えられます。

1. 将来に備え、財政調整基金を確保

基金が枯渇すると、震災やパンデミックなどの緊急的な財源出動が必要となった場合に機動的な対応を行うことが困難となります。したがって、予測困難な将来においても行政サービスを維持するためには、基金が一定程度積立てられている状態を維持することが望ましいといえます。

このことから、財政調整基金の残額が十分でない自治体では、積立額を増加させることが重要であると考えられます。

2. 財政構造の弾力化

基金を維持・増加することは重要ですが、同様に毎年の歳入・歳出が均衡のとれた内容であることも必要となります。したがって、毎年経常的な収入である地方税、地方交付税を中心とする歳入に対する毎年固定的に必要な人件費、扶助費、公債費等の歳出の割合である経常収支比率

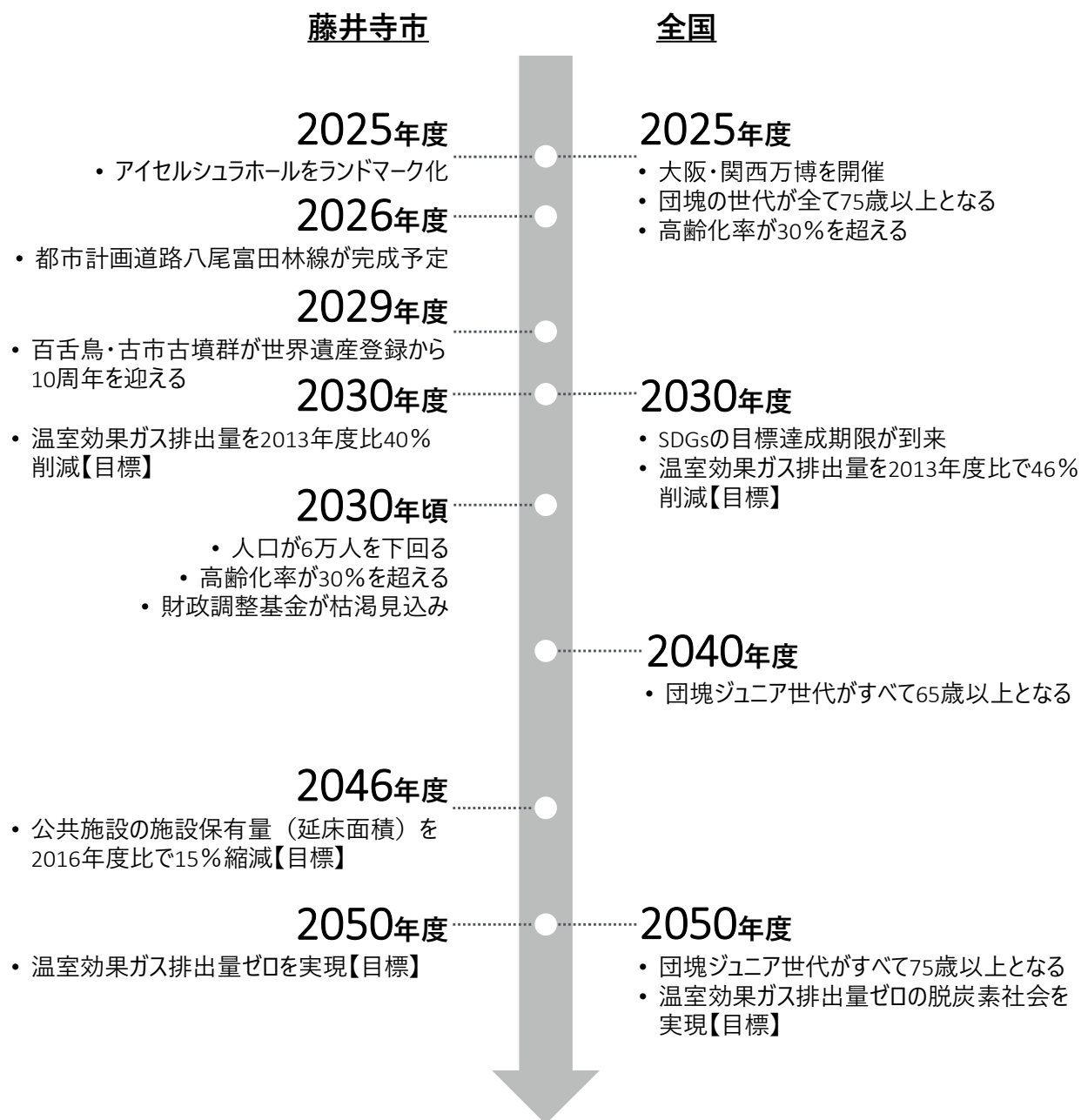


出所：本市「財政状況資料集」を参考として作成

に着目し、この指数を維持・改善することが重要となります。なお、この指数が 100%を超えると経常的な収入で固定的な支出を賄えていないことを意味し、財政構造の弾力性が低く、市として独自施策を実施しにくい状況となることから、90%台を維持する必要があります。

3. 藤井寺市を取り巻く背景

市として今後どのように取組を進めていくかを考えるにあたっては、その前提として社会全体のトレンドや市の現状・課題を把握するとともに、市民が市に対してどのように感じているかを整理する必要があります。

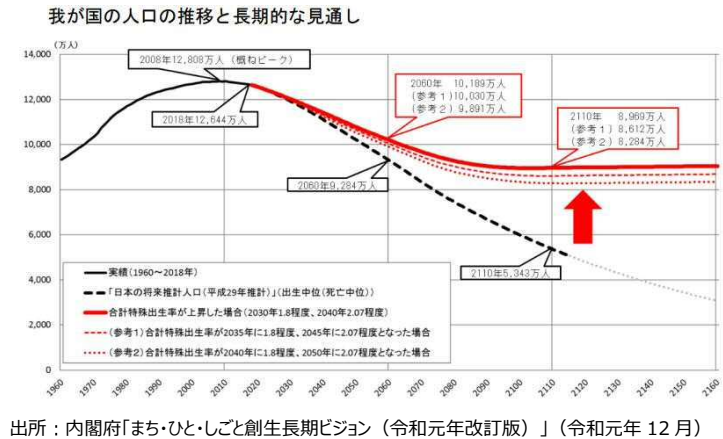


3-1.社会情勢

(1) 人口減少・少子化・高齢化の進行

国の総人口は、平成 20（2008）年をピークに減少局面に入っており、令和 2（2020）年時点で約 1 億 2,600 万人と、平成 27（2015）年時点から約 0.7%減少しており、今後も減少を続ける見込みとなっています。

平成 27（2015）年に 100 万人を超えていた年間出生数は、令和 2（2020）年には約 84 万人となっており過去最少を記録しました。また、年少人口（0～14 歳）は平成 27（2015）年には約 1,595 万人であったところ、50 年後の令和 77（2065）年には約 898 万人まで減少すると予測されています。



これに対し、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口割合）は平成 27（2015）年には 26.6%であったところ、50 年後の令和 77（2065）年には 38.4%まで上昇すると予測されています。

このような人口減少・少子化・高齢化の進行は、地域社会や経済活動の担い手不足、医療や介護をはじめとする社会保障費の増大など、様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

(2) ウェルビーイングの重要性の高まり

ウェルビーイング（Well-being）は、一人ひとりが、様々な人や社会とのつながりの中で、日々、自分らしく生きていることに満足でき、心豊かに、幸せを実感できることを表す言葉です。これは物質的な豊かさが、ある程度確保された中で、精神的な豊かさを追求するという意味で、近年、重要な価値基準となりつつあります。

ウェルビーイングを構成する要素としては、フィジカル、コミュニティ、フィナンシャル、キャリア、ソーシャルといった 5 つの要素が存在し、いずれもウェルビーイングの実現に欠かすことのできない要素とされています。

地方自治体においても、住民のウェルビーイングが実現されるようなまちづくりに向けた取組を行うことが期待されています。



（３）デジタルの力を活かした地方創生の加速化・深化

人口減少・少子高齢化や産業の空洞化といった社会課題は、全国的な課題であると同時に、特に地方において重大な課題となっており、本市も例外ではありません。

しかし、近年では技術革新やデジタル基盤の整備が進み、産業構造が変化する新しい時代（Society5.0）が到来する中、ICT 活用や DX 推進などデジタル技術の活用を通じて、「転職なき移住」による地方への人材還流や働き方の多様化による結婚・出産・子育ての環境づくりといった取組が各地で展開されています。

このような状況を踏まえ、特に地方自治体においては、「誰一人取り残されない」社会の実現を目指し、スマートシティの実現をはじめ、デジタルの力を活用した社会課題解決に向けた取組検討が重要となっています。

（４）多様性を認め合う持続可能な社会の実現

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた SDGs の普及などにより、多様性を踏まえた持続可能で「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取組が進められています。

地方自治体においては、SDGs に定められた目標を地域社会において実現するため、各種社会課題の解決に向けたゴール（目標）とターゲット（具体的な達成基準）による取組が求められています。

SDGs について



SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された、令和 12（2030）年を年限とする国際目標です。持続可能な世界を実現するため、地球上の「誰一人取り残さない」をスローガンに 17 のゴール（目標）と、その下に 169 のターゲット（取組）を掲げています。

SDGs は市民生活や地域活動とも密接に関連しており、市民や地域に最も近い主体である地方自治体の果たすべき役割はますます大きくなっています。本計画に SDGs の理念を取り入れ、計画の推進を通じて、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、地域課題の解決に取り組むこととしています。

（５）地球規模での環境問題の深刻化

国においては、令和 2（2020）年 10 月、成長戦略の柱として「経済と環境の好循環」を掲げ、令和 32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする方針「2050 年カーボンニュートラル」を掲げ、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。

また、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動が、資源の枯渇やエネルギー消費の増大、廃棄物の大量発生など、環境問題を深刻化させたことから、「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再利用）」、「リサイクル（再資源化）」の 3R の取組をはじめとする循環型社会の構築に向けた取組が求められています。

(6) 安心・安全に対する意識の高まり

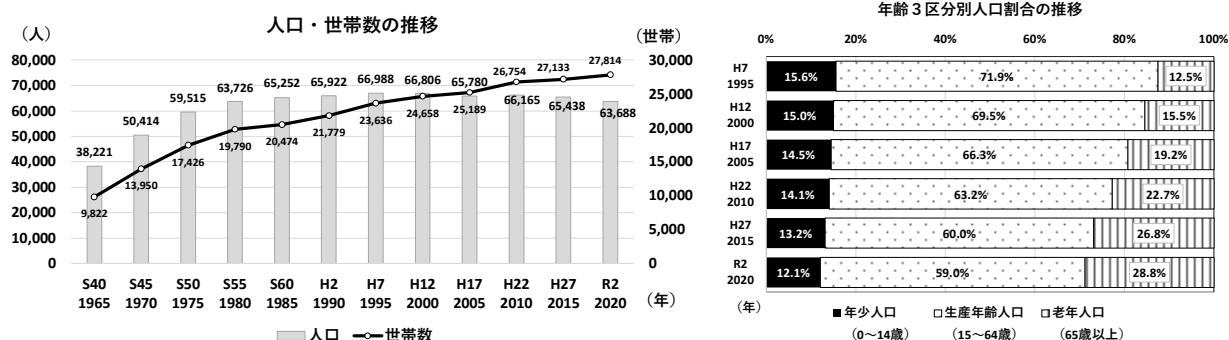
直近では、新型コロナウイルス感染症の拡大により生活や企業活動等に重大な影響を及ぼしました。また、近年多発する大規模な自然災害のほか、特殊詐欺・サイバー犯罪、交通事故、食の安全性に関する問題、国際社会における軍事的緊張の高まり、など様々なリスクが存在します。

このような状況のなかで、安定した救急・医療体制や疫病・自然災害等に対する危機管理体制の整備など、安心・安全に対する意識が高まっており、国や自治体の公助の取組はもとより、家庭やコミュニティにおける自助・共助による取組も重要となっています。

3-2.市の現状

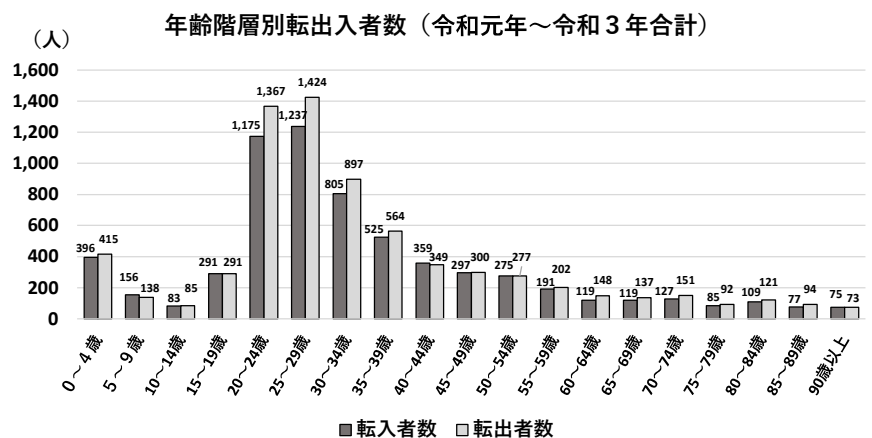
(1) 人口減少・少子化・高齢化が緩やかに進行している

市の人口は平成 7（1995）年度頃の約 6.7 万人をピークとして緩やかな減少を続けており、25 年後の令和 2（2020）年度には約 6.4 万人となっています。また、同期間で高齢化率は 12.5%から 28.8%に増加している一方、年少人口は約 1.0 万人から約 0.8 万人に減少しており、国と同様に人口減少・少子化・高齢化が進んでいる状況となっています。



(2) 進学・就職を契機とした若年層の人口流出が見られる

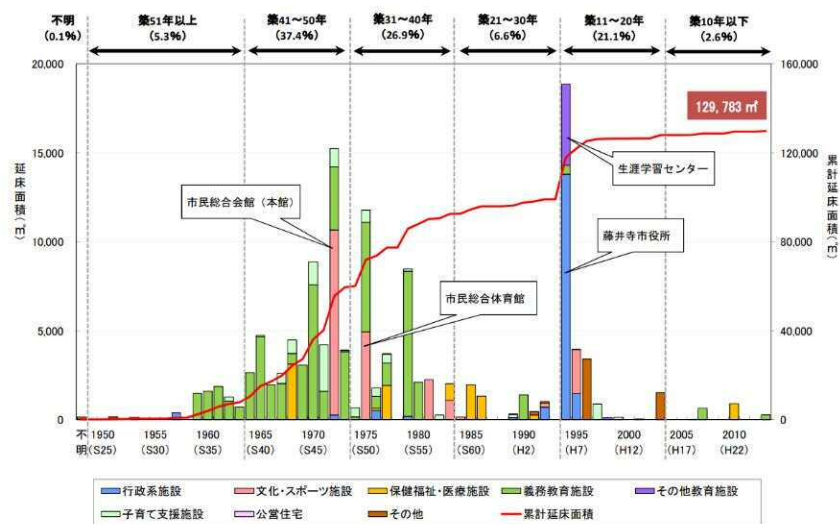
年齢階層別の転出入者数としては、20~34 歳の年齢層において大きく転出超過となっており、その要因としては進学・就職が考えられます。一方、40~54 歳の年齢層においては転入超過または転出入者の拮抗状態がみられています。



(3) 公共施設の施設保有量の縮減を進める必要がある

一般的に大規模改修が必要となる築 30 年を経過している公共施設が約 7 割を占めており、公共施設の老朽化が進んでいます。利用者の安全確保や施設の機能維持のためには改修や建て替え等への投資が必要となり、今後も一定程度の投資的経費の支出が必要となると見込まれます。

したがって、コンパクトなまちである市の特性を活かして、新規施設（インフラ除く）の整備を行わず、施設の多機能化（集約化・複合化）や統廃合、用途転換の検討などを通じて施設保有量の縮減を進める必要があります。

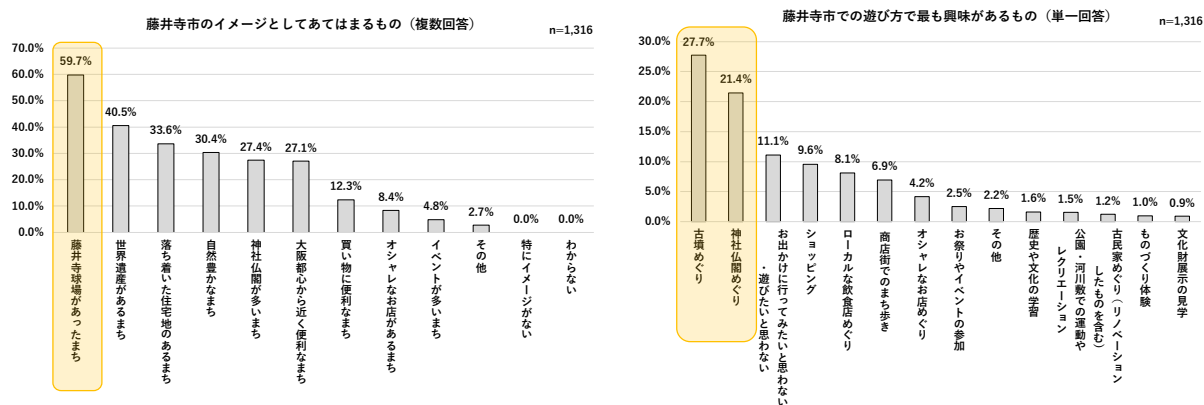


公共施設の建築年度別延床面積

出所：「藤井寺公共施設等総合管理計画」（平成 28 年 3 月）

(4) 観光振興に向けた観光拠点の形成や情報発信が重要となる

市は「名産品やランドマークなど市の特徴が少ない」と市民から認知されている（令和 4 年 9 月開催の藤井寺市みらい会議でのご意見）ほか、市外在住者にはいまだに藤井寺球場があったまちという認識が根強く残っているという現状があります。今後、2025 大阪・関西万博開催や大阪 IR 誘致等による関西周辺の観光需要が見込まれるなか、世界遺産登録の古市古墳群をはじめ、由緒ある神社仏閣などの豊富な歴史文化遺産や大阪市の主要部からの良好なアクセスを活かし、さらなる観光振興に向けて観光拠点の形成や市内に観光客を引き込むための情報発信を行うことが重要となります。

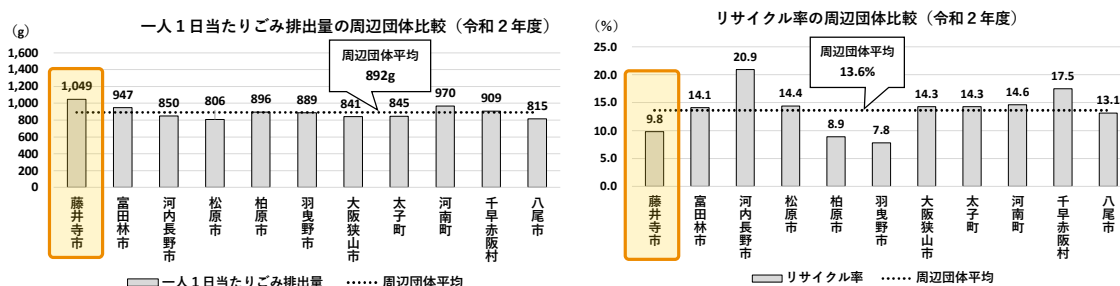


出所：藤井寺市まちなか観光創造プラン改定に係るニーズ調査（令和 5 年 2 月実施）

(5) 温室効果ガス排出量とごみ排出量の削減を進める必要がある

市では温室効果ガスの削減目標を、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度（基準年）比で温室効果ガス排出量を 40%削減するという目標を掲げています。令和 2（2020）年度時点では基準年比で 13.5%削減となっており、今後 10 年間で残り 26.5%分を削減する必要があることから、今後も目標達成に向けた省エネ活動等の更なる推進が必要となっています。

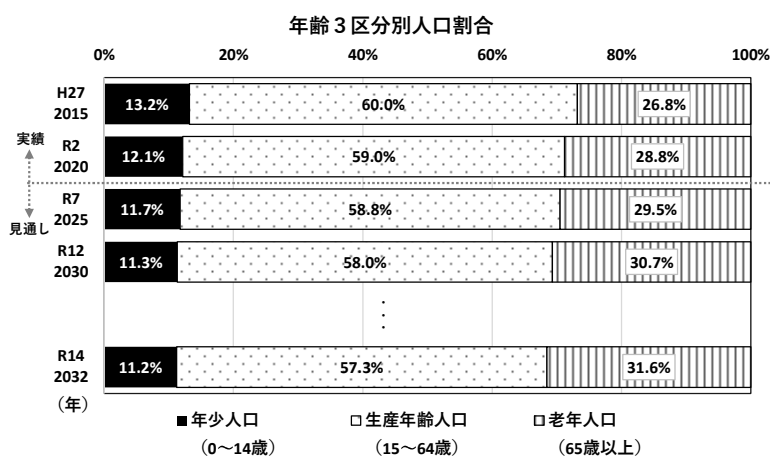
また、一人 1 日当たりごみ排出量（生活系ごみと事業系ごみの合計）は、周辺団体と比較すると平均を上回っているにもかかわらず、ごみのリサイクル率（ごみの総重量に対する資源化・再生利用等された重量の割合）は、周辺団体と比較すると平均を下回っていることから、ごみ処理量削減等の省資源化やリサイクル等の再資源化を推進することが必要となっています。



出所：環境省「令和 2 年度一般廃棄物処理実態調査」に基づき作成

(6) 健康寿命延伸のための介護予防的取組の更なる推進等が重要となる

市においても高齢化が進む一方、生産年齢人口（15～64 歳）は減少が見込まれていることから、現役世代の負担は増加を続けると見込まれています。また、令和 7（2025）年には団塊世代が 75 歳以上となり、令和 22（2040）年には団塊ジュニア世代が 65 歳以上となることから、介護需要の増加も見込まれています。したがって、健康寿命延伸のための介護予防的取組の更なる推進や、市民・地区自治会・NPO などの協働によるコミュニティ形成支援を進めることが重要となります。



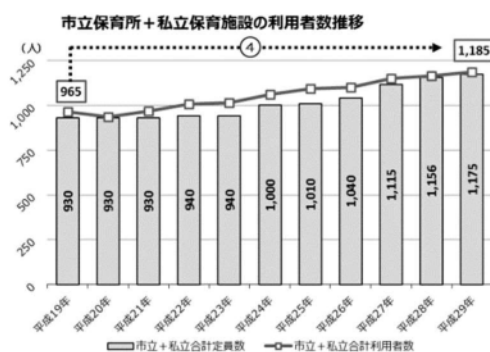
出所：実績は総務省「令和 2 年度国勢調査」、

見通しは国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」に基づき作成

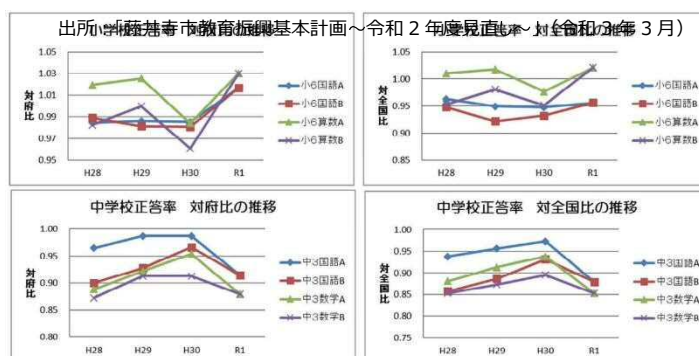
(7) 待機児童の解消と子どもたちの学力向上を図る必要がある

保育の場面では、女性の就業率向上や共働き世帯の増加により、幼稚園から保育施設へのニーズの移行が見られており、市としては施設整備による定員拡充や弾力化による定員を超えた受入などを行ってきたものの、利用ニーズの増大に追いついておらず、待機児童の解消には至っていません。したがって、今後の利用ニーズを踏まえた待機児童の解消推進が求められています。

教育の場面では、全国学力学習状況調査における平均正答率が府下平均より低く、学習面における主体性や自己肯定感も低い現状であることから、子どもたちに確かな学力を身につけさせるための取組を推進する必要があります。



出所：「藤井寺市幼稚園・保育所再編実行計画（前期計画）」
（平成30年8月）

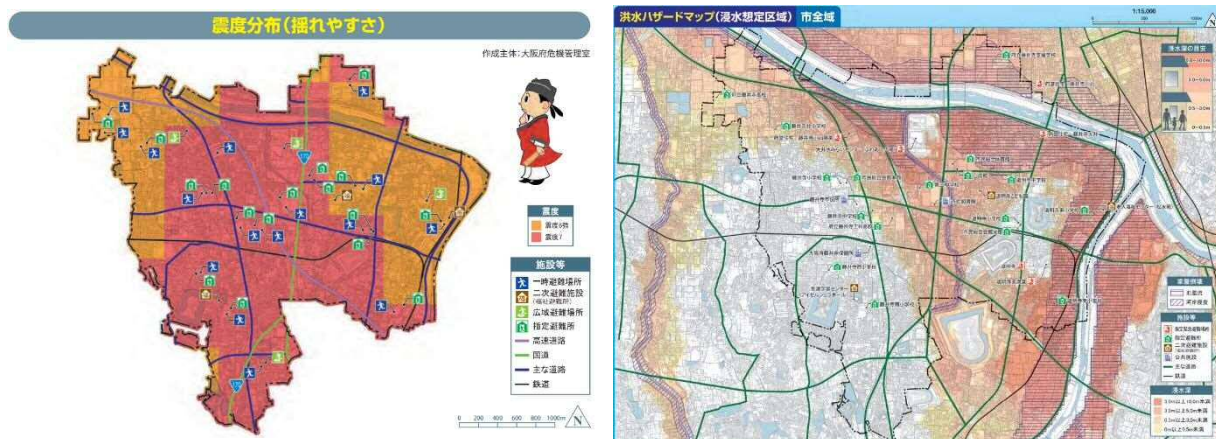


※令和元年度より、従来のA問題(知識・技能等)とB問題(活用等)という区分を見直し、知識・活用を一体的に問う調査問題に変更

(8) 生駒断層帯や南海トラフによる地震等を想定した啓発活動等が必要である

市の北側に生駒断層帯が存在することに加え、南海トラフ地震が発生した場合には震度が6弱以上となると想定されています。また、近年では突発的な大雨等が多発していますが、市は大和川や小河川などの河川に接しており、浸水等水害リスクが想定されています。したがって、これら災害を想定したうえで、自助・互助意識の浸透に向けた市民への各種啓発活動・避難訓練等が必要となります。

また、近年では新型コロナウイルスが猛威をふるいましたが、このような感染症を前提とした市民生活への支援等も引き続き検討する必要があります。

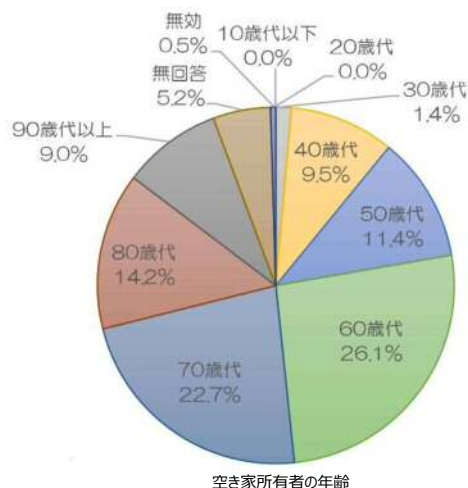


出所：「藤井寺市防災ガイドブック」（令和4年4月）

（９）公共インフラの整備や空き家発生予防を行う必要がある

生活を支える基盤である道路、公園、下水道といった公共インフラの整備に関しては、住民アンケート調査やみらい会議でのご意見を通じて市民から根強く要望が上がっているため、必要性、住民ニーズ投資と財源のバランス等を考慮したうえで整備に係る検討を行うことが必要となります。

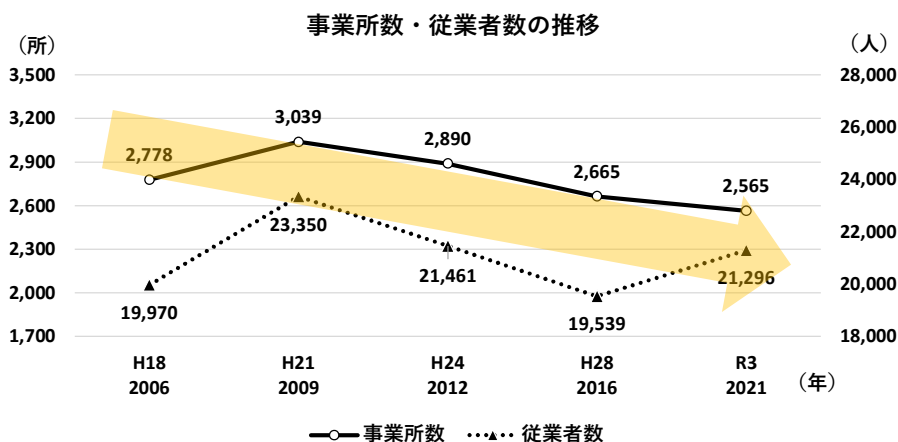
また、現在空き家が増えつつあり、その所有者の 7 割以上が 60 歳以上となっているなど空き家所有者の高齢化が進んでいます。したがって、空き家所有者の事情や以降を考慮した空き家の発生予防が必要となっています。



出所：「藤井寺市空家等対策計画」（平成 30 年 3 月）

（１０）地域の中小企業の成長を支えるための各種支援を検討する必要がある

市における事業所数・従業者数は減少傾向にあり、地域の中小企業の活力が失われつつある状況です。したがって、地域の中小企業が企業価値を高めるための支援や、地域内企業間による取引の拡大による地域内経済循環の促進、労働人口減少による人材不足や働き方の多様化への対策として「人材」を活かす取組が求められています。



出所：経済産業省「工業統計」に基づき作成

4. 計画の基本フレーム

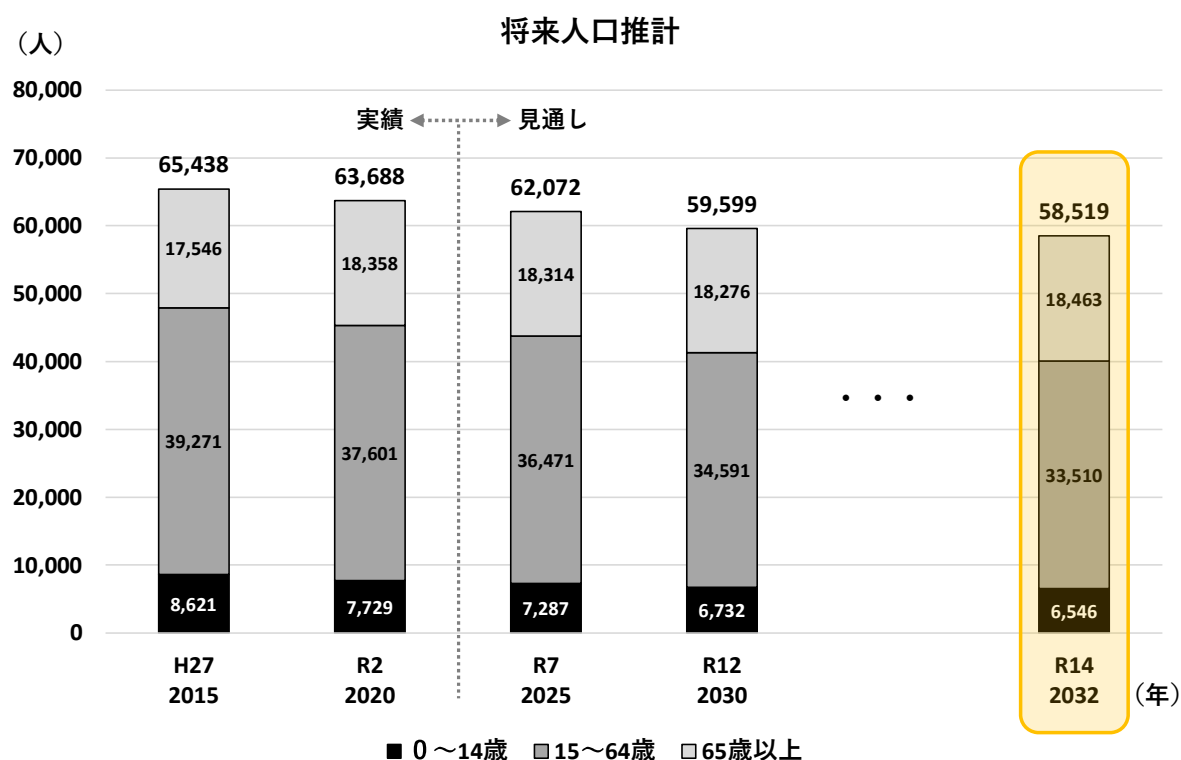
本市における将来の姿を想定する際に基礎となる計画の基本フレームとして、将来人口展望と都市づくりの基本的方向性を整理します。

4-1. 将来人口展望

本市の人口は緩やかに減少を続けており、令和 5（2023）年に公表された国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計によると、その減少は今後も続くものと見込まれており、本計画の計画期間末である令和 14（2032）年の人口は約 5.9 万人になると見込まれています。

また、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）の割合が減少する一方、高齢者人口（65 歳以上）が増加すると予測されています。

若い世代や子育て世代の移住・定住を進め、年齢構成のバランスが取れた持続可能なまちを目指していきます。



出所：実績は総務省「令和 2 年度国勢調査」、

見通しは国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」に基づき作成

4-2.都市づくりの基本的方向

本市は既に人口減少の局面に入っています。駅前エリアでは人口が増加傾向にあるものの、市南部など周辺エリアでは人口減少が進んでいます。

今後は、人口減少や高齢化の進行に対応したコンパクトで誰もが暮らしやすい都市空間を形成する必要があります。また、地域によって人口密度が極端に偏ることのないよう地域間の人口バランスに留意するとともに、公共施設等の配置と人口分布の関係も考慮する必要があります。

今後、本市では、以下に示す都市づくりの基本的な方向性を「藤井寺市都市計画マスタープラン」により具体化し、市域全体として均衡のとれた魅力ある都市空間の形成に努めます。

方向性 1 にぎわい・交流のあるまちなかの魅力創出

豊かな暮らしとにぎわい・交流のあるまちづくりをめざし、駅周辺の拠点地域における魅力アップを図ることで、市民自らが誇りを持って暮らせる「まちなか」の創出をめざします。

方向性 2 高齢者・子育て世代が住みやすいと感じる住環境整備

高齢者が安心して住み続けられるとともに、子育て世代の暮らしやすさをはじめ、若い世代が魅力を感じ、住みたくる住環境整備に向けた取り組みを進めます。

方向性 3 歴史文化と調和したまちづくり

古市古墳群や社寺等の歴史や文化、飛鳥時代より交通の要衝として栄えた伝統や文化等を継承し、藤井寺市ならではの歩いて楽しいまちなか観光を創り上げていくため、歴史的なまちなみを保全するなど、風情が漂う歴史文化の薫る景観形成を進めます。

方向性 4 市街化調整区域、市有財産の有効活用

都市計画道路の整備にともない、秩序ある土地利用の推進や、まとまった農地の保全を図るなど将来の有効な土地利用の方策を検討します。

また、市民ニーズや社会経済状況の動向を踏まえ、公共施設の再配置を行うなど、市有財産の有効活用を進めます。

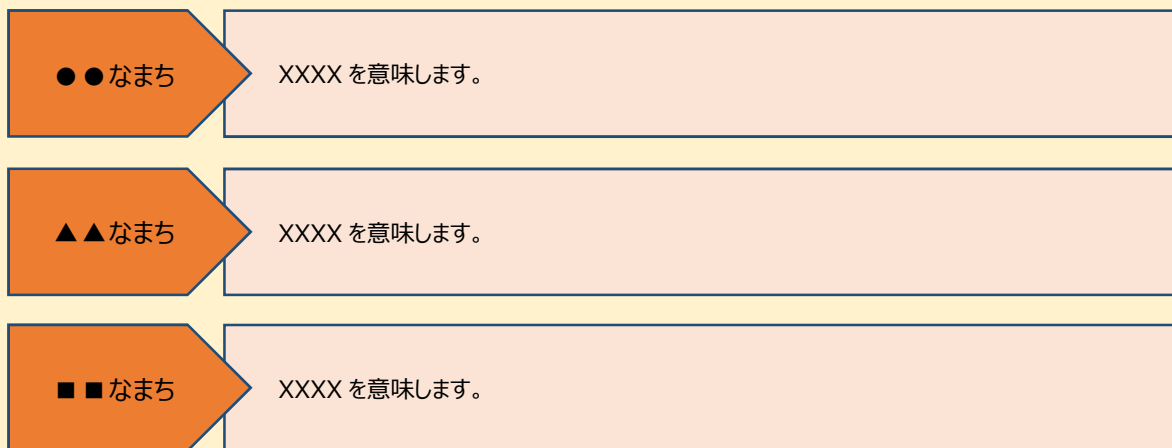
基本構想

1. まちづくりの将来像

※写真やイラストを見開きで置く

● ● なまち
ふじいでら

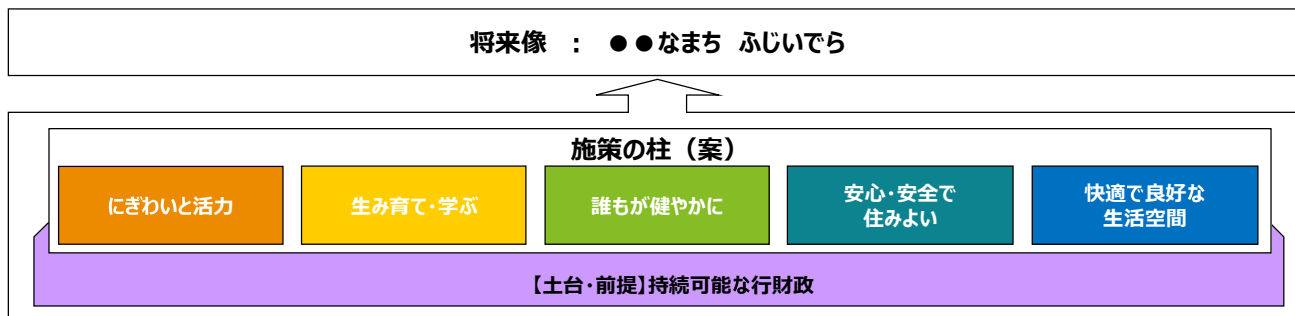
本市では、計画期間末の令和 13（2031）年度末にありたいと考えるまちの姿として、上記将来像を描きます。
この将来像の達成に向けて、施策の柱やこれに紐づく重点施策等を定めます。



※込められた想いについて説明

2. 施策の柱

将来像の実現に向けた市の取組の中核となる施策の柱として、「にぎわいと活力」「生み育て・学ぶ」「誰もが健やかに」「安心・安全で住みよい」「快適で良好な生活空間」という5つの柱を定めます。また、これら5つの施策の柱の土台・前提として「持続可能な行財政」の運営を行うこととします。



にぎわいと活力

人口減少局面においても市が持続的に発展していくために、歴史文化遺産をはじめとする魅力ある地域資源を活かした観光の振興を図ります。特に藤井寺駅は市の玄関口としての機能を果たしており、観光の要衝となっていることから、駅前のにぎわい確保が重要となります。

また、市民の生活基盤の重要な一部である地域コミュニティについてもにぎわいが失われないよう、地域のイベントや各種活動などの交流機会及び交流拠点を創出します。

さらに、地区自治会やまちづくり協議会等による市民が主体となって実施するまちづくり活動を促進するとともに、市民と市のパートナーシップを強化することで、協働による地域の課題解決を目指します。

生み育て・学ぶ

子育て世代が安心して子どもを生み育てられる環境整備を目指し、結婚、出産、子育て、学校教育に至るまでの切れ目のない支援を行うことができる体制の構築を目指します。

また、生涯学習の促進や、スポーツ・文化芸術に触れて心身ともに豊かに暮らすことのできるまちを作ります。

さらに、全ての人の人権が尊重され、多様な価値観を互いに認め合うダイバーシティの浸透に向けた取組の普及・啓発を行います。

誰もが健やかに

高齢者が生涯現役で活躍できるまちを目指し、介護予防のための健康づくりを支援するとともに、リタイア後の高齢者に活躍いただける仕組みづくりを進めます。また、地域包括支援センターをはじめとする地域包括ケア体制を強化も進めます。

障害のある方についても、自己の希望する生き方・暮らしを実現できるよう生活支援・就労支援や相談支援を行うなど、誰一人取り残さないまちに向けた取組を進めます。

また、特定健診や保健指導を着実に推進するとともに、医療や年金に関する社会保険制度や医療費助成制度を安定的に運用します。

安心・安全で住みよい

自然災害や感染症などに備えて体制を構築するとともに、犯罪や事故等の防止に努めることで市民の生命・身体・財産を守ります。

また、脱炭素の推進やごみの減量・資源循環による環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

さらに、火災をはじめとする様々な災害や事故の発生時などにも、迅速に対応できる消防・救急救助体制の強化を図ります。

快適で良好な生活空間

都市計画道路の整備や社会経済情勢の変化などに対応し、適正な土地利用の推進と良好な市街地の形成を図ります。

また、コンパクトな住宅都市という特性を活かし、快適でより住みよいまちとするために、道路環境や下水道等のインフラの改善を図るとともに、空き家の発生抑制と利活用を進めます。

市民に憩いや安らぎをもたらす空間として、公園や緑の保全・創出にも努めます。

3. 計画の前提・土台と進捗管理

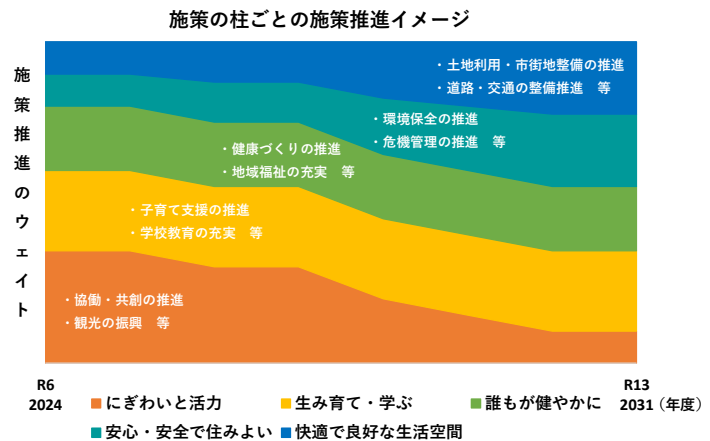
3-1.持続可能な行財政

財政状況が厳しさを増すことが予想されているなかで、持続可能な行財政運営を基礎としつつ将来像を実現するためには、これまで実施してきた取組を単純に継続させるのではなく、「選択と集中」の考え方にに基づきメリハリをつけて取組を推進する必要があります。

そこで本計画では、将来像を実現するための「施策の柱」を設定し、それぞれの施策の柱において、市として特に重点的に取り組む必要のある施策（重点施策）を明確にしたうえで、限りある財源や人員等をどのように配分するかといった施策推進のウェイトを計画期間中に調整することを検討しつつ取組を進めることとします。

たとえば、「にぎわいと活力」の施策の柱については、2025 年大阪・関西万博の開催及びそれに伴う観光需要の高まりを見据えて観光の振興を重点施策に位置づけるとともに、市民や民間企業との連携強化による協働のまちづくりを通じて持続可能な行財政運営の基盤づくりを進めるなど、他の施策の柱と比較して特に計画期間の初期に注力して取組を行うことを検討します。

また、あわせて歳出減・歳入増に向けた計画的な取組推進のため、徹底した歳出の削減・合理化、機能的な組織体制の構築、公共施設等の適正管理等を着実に行うとともに、デジタル化の推進による業務効率化・行政サービスの合理化等についても推進します。



取組の優先順位の明確化

- 将来像を達成するために中核となる施策群を施策の柱として設定
- それぞれの施策の柱のなかで、市として特に取組の優先度が高い重点施策を設定し、重点的に取組を推進
- 施策推進のウェイトを検討
- 施策評価の実施及び PDCA サイクルによる進捗管理

歳出減・歳入増に向けた計画的な取組推進

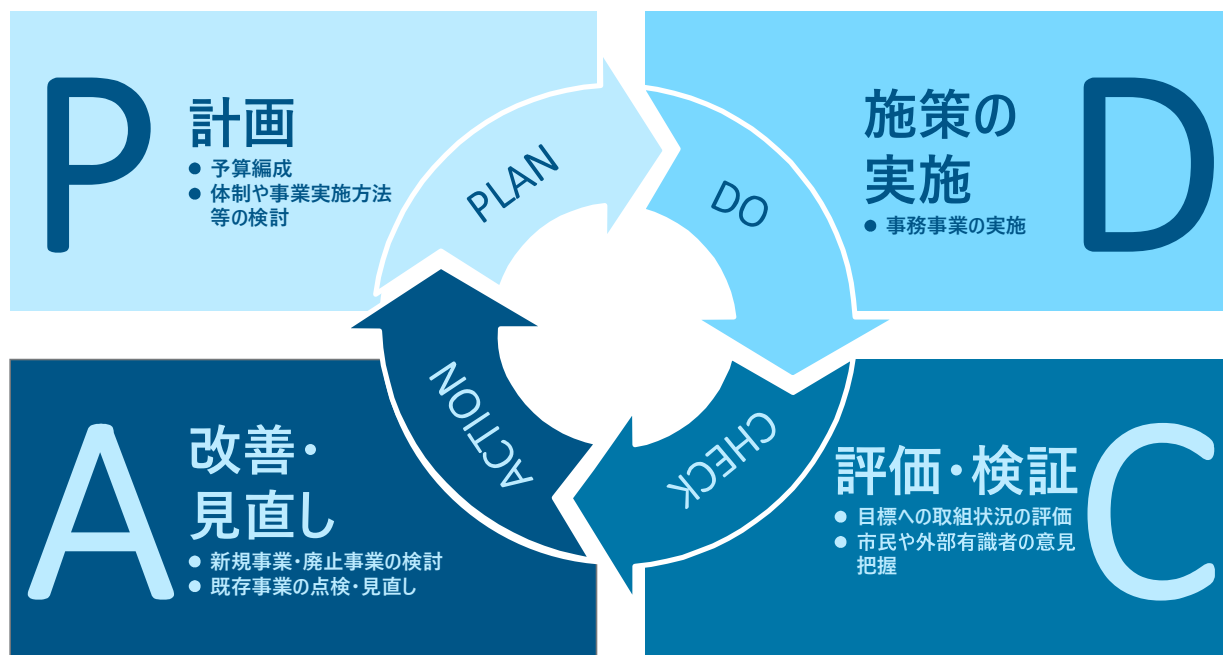
- 徹底した歳出の削減・合理化
- 機能的な組織体制の構築
- 公共施設等の適正管理
- 市民及び民間企業との協働（公民連携）
- 財源確保に向けた各種制度活用
- デジタル化の推進による業務効率化・行政サービスの合理化

持続可能な行財政運営の実現

3-2.計画の進捗管理の考え方

施策単位で PDCA サイクルに沿った定期的な評価と改善を通じて計画の進捗管理を行います。また、各施策の計画・改善や、評価指標の達成状況の把握・分析および評価指標の更新等を行う場合は、EBPM（証拠に基づく政策立案）の考え方を重視し、統計等のデータによる客観的な根拠を用いることで、施策による成果の見える化を図るとともに、施策の有効性を高めます。

施策の評価にあたっては、内部評価として施策の点検・評価を行うほか、必要に応じてこれに加えて市民や学識経験者による外部評価などを実施します。



4. 計画の体系

将来像を達成するための施策の柱として「にぎわいと活力」「生み育て・学ぶ」「誰もが健やかに」「安心・安全で住みよい」「快適で良好な生活空間」を設定し、それぞれの施策の柱において優先的に取り組む重点施策を設定します。

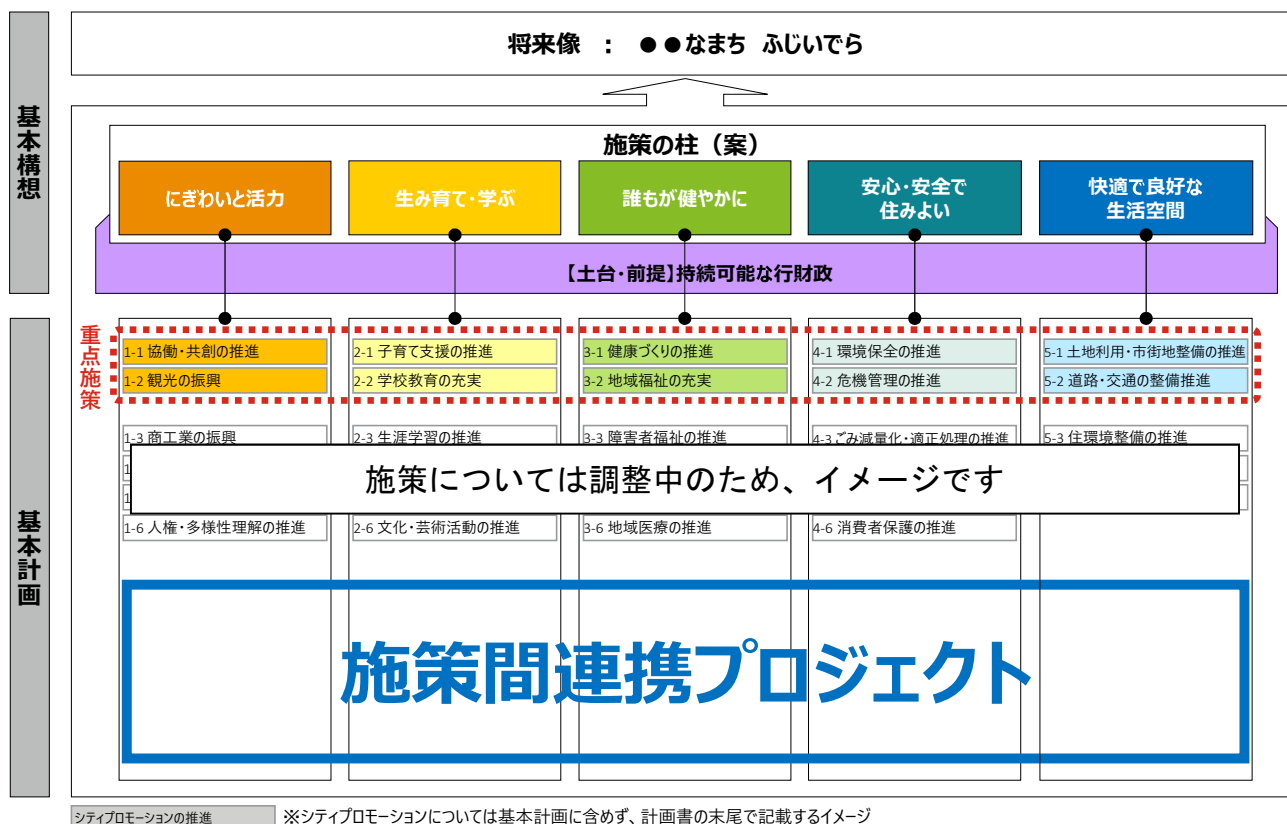
また、よりよいまちづくりを実現するためには、特定の分野だけの満足度を高めるのではなく、福祉・子育て・環境・経済など多岐にわたる分野が相互に連携し、互いに向上を促すことが求められます。

そのため、多様化する地域課題に対処するためには、部署や施策の枠を超えた広範な視野が必要となります。施策間の横断的な連携を図りながら、住民のニーズに応じた各種施策を推進していくことが重要です。

したがって、施策の柱や各施策を横断する事業として「施策間連携プロジェクト」を実施します。

「施策間連携プロジェクト」とは、特定の社会課題解決のために既存の縦割りの部署や所管を越えて庁内で横連携を行い、目標とする期限内における課題解決を目指す事業をいいます。市民との窓口となる所管課が把握したニーズ及び施策間連携プロジェクトの案を踏まえ、市長・副市長等のトップ層による判断によりプロジェクトの組成や責任部署を決定します。

なお、施策間連携プロジェクトの具体的な取組内容や進捗管理については、原則として本計画ではなく事案ごとに個別に定めることとします。



シティプロモーションの推進

※シティプロモーションについては基本計画に含めず、計画書の末尾で記載するイメージ